

✳ 富田林市からのお知らせ

～心をひとつに～

「みんなで一緒にコロナを乗り越えよう。」

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度のご案内

国の支援制度

給付

5月臨時議会で提案予定

全ての市民が対象
一人につき10万円
特別定額給付金

- ・令和2年4月27日時点で、本市に住民登録のある人
- ・原則、世帯主に給付

配偶者やその他の親族からの暴力等で住民票が異動できず富田林市に避難されている方は、支援措置が受けられます。

お問合せ
富田林市人権・市民協働課
0721-25-1000 内線472

次の①または②のいずれかにより申請

- ① 5月20日から郵送が始まる申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを一緒に市役所へ返送
- ② 世帯主が写真付きのマイナンバーカードをお持ちの場合は、「マイナポータル」からオンラインで申請が可能（5月1日より受付中）

お問合せ
富田林市特別定額給付金コールセンター
0570-550-892（9:00～17:30 土日祝除く）

給付

5月臨時議会で提案予定

児童一人につき1万円
子育て世帯
臨時特別給付金

- ・児童手当を受給している世帯（所得制限限度額以上は非該当）
- ・令和2年3月31日時点で本市に居住する世帯

- 申請は不要です（準備ができ次第に実施）
- ・支給要件を満たす世帯に案内を送付
 - ・給付は概ね6月後半から7月上旬を予定
 - ・公務員は別途、職場での申請が必要

お問合せ
富田林市子ども未来室 0721-25-1000 内線204・205

富田林市の支援制度

給付

5月臨時議会で提案予定

ひとり親家庭を支援
一世帯につき5万円
緊急特別給付金

- ・令和2年3・4・5月分いずれかの児童扶養手当を本市から支給される世帯

- 申請は不要です（準備ができ次第に実施）
- ・支給要件を満たす世帯に案内を送付
 - ・給付は5月中を予定

お問合せ
富田林市子ども未来室 0721-25-1000 内線204・205

減免

5月臨時議会で提案予定

全ての市民等が対象
水道基本料金の
半額減免

- ・本市内の世帯・事業所等
- ・7月検針分から4か月間

- 申請は不要です
- ・使用料金の請求時に減免を適用

お問合せ
富田林市水道お客様センター 0721-20-6400（直通）

無償化

5月臨時議会で提案予定

子育て家庭を支援
小学校給食の
無料実施

- ・市立小学校が再開後、3か月間の学校給食無料化を実施

申請は不要です

お問合せ
富田林市学校給食課 0721-28-5211（直通）

感染症の拡大防止などの対策経費に活用させていただきます。

とんだばやしふるさと寄附金

「新型コロナウイルス感染症対策」へのご寄付をお願いします。

詳しくはこちらから

富田林市公式ウェブサイト
<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/6/40019.html>



お問合せ 富田林市都市魅力課 0721-25-1000 内線329

家計と住まいについての生活支援制度 ※ご利用にはそれぞれ基準や要件があります。

貸付

急な生活費が必要な場合
緊急小口資金
(無利子)

・新型コロナウイルス感染症による休業等により収入減があり、一時的な生活資金の貸付を必要とする世帯

特別な場合のみ 20万円以内
その他の場合 10万円以内

ご相談(予約が必要ですので、先ずはお電話を)
富田林市社会福祉協議会 0721-25-8200

貸付

失業・減収での生活困難時
総合支援資金
(無利子)

・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により、生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯

単身世帯 月15万円以内(原則3か月以内)
複数世帯 月20万円以内(原則3か月以内)

ご相談(予約が必要ですので、先ずはお電話を)
富田林市社会福祉協議会 0721-25-8200

給付

5月臨時議会で提案予定
住居を失うおそれの場合
住居確保給付金

・離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

家賃相当額(限度額あり)を原則3か月

ご相談(予約が必要ですので、先ずはお電話を)
あしたねっと富田林(市役所2階)
0721-25-1000 内線273
(運営:富田林市社会福祉協議会)

中小企業・事業者様への支援制度 ※ご利用にはそれぞれ基準や要件があります。

給付

事業者の事業継続を支援
法人200万円
個人事業者等100万円
持続化給付金

・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に給付

お問合せ:経済産業省持続化給付金事業 コールセンター
0120-115-570

先ずはHPをご覧ください
<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

給付

5月臨時議会で提案予定
大阪府と富田林市の支援
中小企業100万円
個人事業者等50万円
休業要請支援金

・大阪府からの休業協力要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主に給付

※ご注意ください。
申請の締め切り日 5月31日(日)

お問合せ:大阪府休業要請支援金相談コールセンター
06-6210-9525

先ずはHPをご覧ください
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>

これら以外にも様々な支援制度があります。
お困りごと、ご心配ごとのご相談は市役所までお寄せください。



富田林市新型コロナウイルス関連総合案内
0721-25-1000
平日の9時から17時30分まで

給付金の詐欺や新型コロナウイルスに便乗した悪徳商法にご注意!

- ★「給付金申請の手続きを代行する」と言って、手数料を請求する。
- ★金融機関を名乗り、「給付金の関係で」と言って、口座番号と暗証番号を聞き出す。
- ★マスクを無料配布するなどのメールを送りつけ、偽サイトに誘導し、個人情報を取得される。
- ★水道管や下水道のウイルス除去・洗浄を持ちかけ、高額な費用を請求する。



他にもさまざまな手口でだましてくる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら、すぐに警察へご相談を!

富田林警察署 [☎0721(25)1234]

記載は令和2年5月10日現在の情報です。今後、状況の変化や国および大阪府の方針により内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。



この啓発用折り込みは、各新聞販売店様のご協力により配布しています。